

令和4年9月29日

佐倉市長 西田三十五様  
佐倉市議会議長 高木大輔様

佐倉市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 西口元

佐倉市個人情報保護制度に関する運用の見直しについて（答申）

令和4年9月9日付け佐行第449号及び佐議第233号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 佐倉市個人情報保護法施行条例（案）について

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により個人情報の保護に関する法律が改正されました。

この改正により地方公共団体も法律の適用を直接受けることとなり、佐倉市においても改正法に規定された共通ルールに沿って条例の整備を行う必要があります。

一方で、改正法に規定された共通ルールは佐倉市がこれまで運用してきた個人情報保護制度とは異なる点もあるため、改正法の趣旨を踏まえながら、同時に現行条例の個人情報保護と市民サービスの水準を保つことも必要であると考えます。

佐倉市個人情報保護法施行条例（案）は、改正法に規定された全国的な共通ルールを踏まえた上で、佐倉市においてこれまで運用されてきた個人情報保護制度を可能な限り維持しつつ、条例での規定が許容される事項について規定されたものであると言えます。

以上のことから、佐倉市個人情報保護法施行条例（案）の内容については佐倉市の個人情報保護制度の円滑な運営を図る上で適当であると認めます。

### 2 佐倉市議会個人情報保護条例の制定について

改正された個人情報保護法では地方公共団体の個人情報保護制度も法律の適用を直接受けることとされていますが、各地方議会においては自律的な対応の

もと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいとされていることから、その適用対象から除かれています。

そのため佐倉市議会においても個別の条例を制定し、改正法の共通ルールに沿った適切な措置を講ずる必要があります。

佐倉市議会個人情報保護条例（案）は改正法の規定に沿ったものであり、市長部局との差異が発生することで混乱を来たさぬよう、市長部局の個人情報保護制度と同様の規定がなされたものであると言えます。

以上のことから、佐倉市議会個人情報保護条例（案）は佐倉市議会の個人情報保護制度の円滑な運営を図る上で適当であると認めます。